Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

341-2
09/12/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

¥200

発行■ＮＰＯ法人ピースデポ
223-0062　横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F
Tel 045-563-5101　Fax 045-563-9907　e-mail: office@peacedepot.org　URL: http://www.peacedepot.org
主筆■梅林宏道　編集長■田巻一彦　郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座■横浜銀行　日吉支店　普通　1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

北東アジア非核兵器地帯で初の「日韓議員フォーラム」

「核の傘」では安全は守れない

11月23日、ピースデポ、平和ネットワーク（韓）ら日韓NGOの協力を受け、両国の国会議員が参加する国際シンポジウム（「朝鮮半島の非核化と北東アジア非核地帯のための日韓国際会議」）が韓国国会（ソウル）で開催された。核軍縮に関心をもつ超党派の国会議員による国際ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）」の韓国支部である「PNND韓国」が主催した。北東アジア非核兵器地帯構想を主要テーマに掲げた初の日韓議員フォーラムであり、同構想をめぐる両国共通の課題や実現に向けた日韓連携のあり方について、具体的な意見交換が行われた意義は大きい。

発言者は、日本から平岡秀夫衆議院議員（民主党核軍縮促進議員連盟事務局長）、湯浅一郎（ピースデポ代表）、韓国からイ・ミギョン議員（韓国民主党幹事長）、チョ・スンス議員（韓国進歩新党）、チョン・ウクシク（平和ネットワーク代表）の5名である。司会をイ・キホ（PNND韓国コーディネーター、ノーチラスARI代表）が務めた。なお、会場参加者として、政権与党のハンナラ党ほか、民主党、進歩新党、民主労働党の韓国各党から7名の国会議員と多くの政党関係者の参加があったことも付け加えたい。以下は5名の発言要旨である（文責は編集部）。

日韓の主導的努力が不可欠

イ・ミギョン議員（基調演説）

3つの点を主張したい。第一に、「核兵器のない世界」をつくるための努力は朝鮮半島と北東アジアから開始すべきである。北朝鮮核問題をめぐって当事国は相互信頼を確立できず、対決と妥協を繰り返してきた。そうしたなか、北朝鮮は2回の核実験を行い、日本と韓国は「核の傘」強化に向かった。日韓の議会内部では「核武装論」さえ出ている。このような反応が交渉をさらに困難し、安全保障上の不安拡大につながるという悪循環を生み出している。

北東アジアは、米ロ中の核保有国と、「核の傘」の下にある日韓の非核保有国、そして核兵器開発を追求する北朝鮮が存在する、世界で最も危険な核紛争地域の一つである。この地で核問題を解決できるか否かは、私たちが「核兵器のない世界」を実現できるかを否かの試金石である。

第二に、朝鮮半島の非核化と北東アジア非核兵器地帯の実現にはともに非核化を公約している日韓両国の主導的努力が必要である。まず必要なことは、北朝鮮との積極的な対話努力だ。制裁だけでは非核化を達成できない。6か国協議を通じ、北朝鮮の非核化の推進と並行して南北交渉を拡大し、日朝国交正常化交渉の再開努力をすべきである。

北東アジア非核兵器地帯を推進には、6か国協議の枠組みを活用すべきだ。07年の2.13合意で設立された「北東アジアの平和と安全のメカニズム」作業部会で議論が行われることに期待したい。日韓両国の議会と市民社会は、関連国がこの問題を公式に議論できるように、構想をより具体化する努力を行うべきである。

第三に、「三次元の非核化」（朝鮮半島の非核化、北東アジア非核兵器地帯、「核兵器のない世界」への国際社会の共同努力）は同時に進められるべきである。核保有国の核軍縮、

今号の内容

日韓議員「非核兵器地帯」フォーラム
MPI（中堅国家構想）代表団が来日
MPIブリーフィング・ペーパー（抜粋訳）
IAEAが「イラン」新決議
＜資料＞理事会決議（抜粋訳）
国連総会「核軍縮決議」の投票結果（表）
〔連載〕いま語る―29
森田 隆さん（ブラジル被爆者平和協会会長）

1月1日号は休みます。次号は1月15日合併号です。

非核保有国の不拡散、「核の傘」政策の安定的変換といった努力が同時に行われねばならない。対話と交渉による相互信頼の回復が核軍縮と不拡散を促進し、それが地域安全保障体制の構築を牽引するという好循環に向かうべきだ。

北朝鮮核問題の解決を待つ必要はない

平岡秀夫議員

昨年8月8日、民主党の核軍縮促進議員連盟は「北東アジア非核地帯条約案」を長崎で発表した。今年5月のNPT再検討会議準備委員会（ニューヨーク）でも国際的に紹介した。当時の議連会長は岡田克也氏だったが、今年6月の民主党代表選挙で岡田氏は条約案の実現を公約に掲げ、鳩山現総理大臣もやや抽象的表現であったが、自らの公約に取り入れていた。両者とも、北朝鮮の核問題が解決されれば、北東アジア地域の非核化に向けて具体的行動を起こそう、との意図であると私は理解している。しかし、私の意見は違う。北朝鮮の核問題解決のためにも、日本と韓国がこの構想を積極的に北朝鮮に示してゆくことが有用である、というものだ。

北東アジア非核構想の議論そのものが、現行の6か国協議の進展と北朝鮮の核兵器放棄の促進に大きく寄与すると私は考える。6か国協議において、北朝鮮以外の参加国は同国の核放棄の意図に疑念を抱き、他方北朝鮮は日韓が米国の「核の傘」の下にありながらも、自国が非核化を迫られていることに不満を持っている。非核兵器地帯構想はこうした相互不信から脱する環境作りに貢献する。

さらに、こうした議論は、地域の軍事的緊張緩和に大きく貢献する。相互信頼の下で北東アジア非核化が実現すれば、この地域に集団安全保障体制をつくろうとの気運が期待でき、中国、北朝鮮を理由に軍事力強化を図る必要性もなくなる。また、この地における米軍の役割軽減が図れ、日韓における基地問題の解決にも繋がると考える。

最後に、世界の核兵器廃絶への貢献をあげたい。核保有国のみならずすべての国が「核兵器を必要としない安全保障政策」に転換することが必要だ。「核の傘」の下、核兵器に依存する安全保障政策をとっている日本や韓国が非核兵器地帯になれば、世界的な核廃絶気運はいっそう高まるだろう。

この構想を政治日程にあげるためには、「地域内国家」からの最初の提案が必要だ。日韓両国政府が共同で非核地帯設立をめざす政治宣言を発することから始められるのではないか。日韓市民社会はその環境作りを図ることができる。

「安全保障ジレンマ」から脱却を

湯浅一郎

北東アジアの国々は、相互不信がさらなる核軍拡競争を生み出すという「安全保障のジレンマ」の悪循環に陥っている。ここから脱却するアプローチが必要だ。検証制度を伴った北東アジア非核兵器地帯の形成はその糸口となる。

日韓政府はこれまで、北東アジアの軍事的緊張を理由に、米国との軍事同盟の保持、「核の傘」依存という政策に固執してきた。だが米国では「核兵器のない世界」を標榜する政権が誕生し、日本では政権交代によって東アジア共同体を想定した外交政策の可能性が拓かれた。9月の安保理演説で鳩山首相は、北東アジア非核兵器地帯への展開を予感させる発言をしている。日本がこの方向に進むことは、被爆国として核兵器廃絶をめざす日本の道義的立場を強めることであり、グローバルな核兵器廃絶に貢献することである。

日韓政府が北東アジア非核兵器地帯条約を共同提案することが望ましい。そのためには、従来消極的安全保証を主張している中国の積極的関与を引き出すような外交を日韓両国が推進するなど、多くの段階が必要であろう。さらには、日韓の議員、政党、自治体、NGOなどが相互連携のもと、それぞれの国で世論を高めることが必須である。

活用すべき2つの動きがある。一つは、民主党核議連による条約案の作成。これを今後超党派的に拡大するとともに、韓国議員とのネットワークを形成することが重要となる。もう一つは非核宣言自治体のネットワークである日本非核宣言自治体協議会がこの構想の促進を活動方針に掲げ、具体的な取り組みを行っていることである。

3次元の非核化を進めよう

チョ・スンス議員

現在、私たちは好機と危機が併存する状況に直面している。朝鮮半島の非核化に向けた交渉が難航している一方、非核化の課題を掲げたオバマ米政権と鳩山政権の誕生は好機をもたらした。このタイミングに、「北朝鮮の核問題」に留まらない、包括的アプローチを選択しなければならない。

そのためには、朝鮮半島の非核化を、北東アジア非核兵器地帯構想という地域レベルの課題、さらには「核兵器ない世界」の構築という人類的課題とつなげて認識する必要がある。

こうした「3次元（北朝鮮、北東アジア、世界）の非核化提案」の提示は、北東アジア非核化を躊躇している北朝鮮に「非核化したらどうなるか」のビジョンを示すことになる。また、韓国、日本での核主権論や核武装論の台頭を抑えることにもなる。さらには、核軍縮に逆行するミサイル防衛や、中国の核能力強化の流れを抑えることにも繋がるだろう。

問われるのは「核の傘」政策である。「核の傘」をもたない北朝鮮に核廃棄を求めるのであれば、韓国も核兵器に依存する安全保障政策から脱却しなければならない。朝鮮半島の非核化を超える北東アジア非核兵器地帯が必要だ。これは、当然のことながら、地域レベルでの問題、とりわけ日本の「核の傘」や核持ち込み問題とも密接にかかわる。また、核兵器全廃という世界的課題とのつながる問題である。

北東アジア非核兵器地帯は、朝鮮半島の非核化と平和体制の樹立だけでは解決できない中国と日本の緊張関係を改善する。ここで作られた信頼関係を土台として、北東アジアレベルでの多国間協力の構図を組み立ててゆけるだろう。

今後、6か国協議のプロセスをいかに活用していくか、十分に議論が必要だ。6か国協議の枠組みをそのまま多国間安全保障メカニズムへ発展させようという議論もあるが、朝鮮半島情勢の管理機構的な性格を持ってしまう可能性に懸念を持っている。6か国協議の成果を基盤に多国的安全保障協力体制に移行してゆくためには、論点や形式に工夫が必要であろう。

「非核化」の中身をめぐる相違を埋める提案を

チョン・ウクシク

今年8月から、「朝鮮（韓）半島―北東アジア―世界」をつなぐ「3拍子非核化論」を提唱してきた。これは、日米韓の言う「韓半島の非核化」と、北朝鮮の言う「朝鮮半島の非核化」の間に存在する相違を埋めるに有効な対案となりうる。両者ともに「核兵器のない朝鮮半島」という共通点を持つが、前者は、事実上北朝鮮の非核化を意味し、一方後者は、米国による北朝鮮への安全の供与、米核兵器の韓国領土再配備及

び一時通過の禁止、韓国における米国の「核の傘」撤収など「米国による核脅威の解消」を含む。この相違の解消が、当面の課題である朝鮮半島非核化の実現には不可欠だ。

この3つのレベルでの非核化は、相互補完的な性格を持つ。加えて、朝鮮半島の問題解決が北東アジアの平和促進に寄与し、北東アジアの問題解決の進展が朝鮮半島の非核兵器プロセスを促進し、さらにはそれが世界的な問題解決にも寄与するという好循環を生み出す有効なアプローチである。

直面する課題は2つある。まず、この3つの非核化における共通点を見つけ、それを踏まえて好循環を生み出せる政策ビジョンを準備することである。もう一つは、主体の形成である。市民社会が、政府を批判・監視するレベルを超えて、議題の設定や実施に向けた政策提言能力を有するもう一つのアクターとして成長しなければならない。

こうした点を踏まえ、北朝鮮核問題の解決に向けて5つの点が重要になる。①米国の北朝鮮に対する消極的安全保証の信頼性向上、②米核兵器の韓国再配備、一次通過の禁止、③在韓米軍基地を含む相互査察システムの構築、④米国の「核の傘」の撤収、⑤北朝鮮によるCTBT署名・批准、軽水炉事業再開、IAEA追加議定書への署名・批准などの追加措置の履行。Ⓜ

国連総会本会議　日本決議、NAC決議、マレーシア決議を採択

12月2日、第64回国連総会本会議において、核軍縮関連の決議案に対する投票が行われた。採択された次の3つの決議の投票結果を表にした。日本政府が提出した「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」（決議64/47）、新アジェンダ連合(NAC)提出の「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」（決議64/57）、マレーシア提出の「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」（決議64/55）。日本決議及びNAC決議の全訳と解説は、本誌339号を参照。

2009年12月2日◆日本決議　賛成:171　反対:2　棄権:8
2009年12月2日◆新アジェンダ決議　賛成:162　反対:4　棄権:2
2009年12月2日◆マレーシア決議　賛成:124　反対:31　棄権:21

y＝賛成
n＝反対
a＝棄権
—＝欠席

国名	日本決議	新アジェンダ決議	マレーシア決議
アフガニスタン	y	y	y
アルバニア	y	y	n
アルジェリア	y	y	y
アンドラ	y	y	a
アンゴラ	y	y	y
アンティグア・バーブーダ	y	y	y
アルゼンチン	y	y	y
アルメニア	y	y	a
オーストラリア	y	y	a
オーストリア	y	y	y
アゼルバイジャン	y	y	a
バハマ	y	y	y
バーレーン	y	y	y
バングラデシュ	y	y	y
バルバドス	y	y	y
ベラルーシ	y	y	a
ベルギー	y	y	n
ベリーズ	y	y	y
ベニン	y	y	y
ブータン	a	a	y
ボリビア	y	y	y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	y	y	y
ボツワナ	y	y	y
ブラジル	y	y	y
ブルネイ	y	y	y
ブルガリア	y	y	n
ブルキナファソ	y	y	y
ブルンジ	y	y	y
カンボジア	y	y	y
カメルーン	y	y	y
カナダ	y	y	a
カーポベルデ	y	y	y
中央アフリカ共和国	—	—	—
チャド	—	—	—
チリ	y	y	y
中華人民共和国	a	y	y
コロンビア	y	y	y
コモロ	y	y	—
コンゴ	y	y	y
コスタリカ	y	y	y
コートジボアール	—	y	y
クロアチア	y	y	a
キューバ	a	y	y
キプロス	y	y	a
チェコ	y	y	n
朝鮮民主主義人民共和国	n	—	y
コンゴ民主共和国	y	y	y
デンマーク	y	y	n
ジブチ	y	y	y
ドミニカ	y	y	y
ドミニカ共和国	y	y	y
エクアドル	y	y	y
エジプト	y	y	y
エルサルバドル	y	y	y
赤道ギニア	y	y	y
エリトリア	y	y	y
エストニア	y	y	n
エチオピア	—	—	—
フィジー	y	y	y
フィンランド	y	y	a
フランス	a	a	n
ガボン	—	—	—
ガンビア	y	y	y
グルジア	y	y	n
ドイツ	y	y	n
ガーナ	y	y	y
ギリシャ	y	y	n
グレナダ	y	y	y
グアテマラ	y	y	y
ギニア	y	y	y
ギニアビサウ	y	y	y
ガイアナ	y	y	y
ハイチ	y	y	y
ホンジュラス	y	y	y
ハンガリー	y	y	n
アイスランド	y	y	n
インド	n	n	y
インドネシア	y	y	y
イラン	a	y	y
イラク	y	y	y
アイルランド	y	y	y
イスラエル	a	n	n
イタリア	y	y	n
ジャマイカ	y	y	y
日本	y	y	a
ヨルダン	y	y	y
カザフスタン	y	y	a
ケニア	y	y	y
キリバス	y	—	—
クウェート	y	y	y
キルギス	y	y	a
ラオス	y	—	y
ラトビア	y	y	n
レバノン	y	y	y
レソト	y	y	y
リベリア	y	y	y
リビア	y	y	y
リヒテンシュタイン	y	y	a
リトアニア	y	y	n
ルクセンブルグ	y	y	n
マダガスカル	y	y	y
マラウイ	y	y	y
マレーシア	y	y	y
モルディブ	y	y	y
マリ	y	y	y
マルタ	y	y	y
マーシャル諸島	y	—	a
モーリタニア	y	y	y
モーリシャス	y	—	y
メキシコ	y	y	y
ミクロネシア連邦	y	—	a
モナコ	y	—	—
モンゴル	y	y	y
モンテネグロ	y	y	n
モロッコ	y	y	y
モザンビーク	y	y	y
ミャンマー	a	y	y
ナミビア	y	—	y
ナウル	—	—	—
ネパール	y	y	y
オランダ	y	y	n
ニュージーランド	y	y	y
ニカラグア	y	y	y
ニジェール	y	y	y
ナイジェリア	y	y	y
ノルウェー	y	y	n
オマーン	y	y	y
パキスタン	a	n	y
パラオ	y	—	n
パナマ	y	y	y
パプアニューギニア	y	y	y
パラグアイ	y	y	y
ペルー	y	y	y
フィリピン	y	y	y
ポーランド	y	y	n
ポルトガル	y	y	n
カタール	y	y	y
韓国	y	y	a
モルドバ	y	y	a
ルーマニア	y	y	a
ロシア	y	y	n
ルワンダ	—	—	—
セントクリストファー・ネビス	y	y	y
セントルシア	y	y	y
セントビンセント・グレナディーン	y	y	y
サモア	y	y	y
サンマリノ	y	y	y
サントメプリンシペ	—	—	—
サウジアラビア	y	y	y
セネガル	y	y	y
セルビア	y	y	y
セーシェル	y	—	—
シエラレオネ	y	—	—
シンガポール	y	y	y
スロバキア	y	y	n
スロベニア	y	y	n
ソロモン諸島	y	y	y
ソマリア	y	y	y
南アフリカ	y	y	y
スペイン	y	y	n
スリランカ	y	y	y
スーダン	y	y	y
スリナム	y	y	y
スワジランド	y	y	y
スウェーデン	y	y	y
スイス	y	y	y
シリア	y	y	y
タジキスタン	y	—	a
タイ	y	y	y
旧ユーゴ・マケドニア	y	y	n
東チモール	—	—	—
トーゴ	y	y	y
トンガ	y	—	—
トリニダードトバゴ	y	y	y
チュニジア	y	y	y
トルコ	y	y	n
トルクメニスタン	y	—	y
ツバル	—	—	—
ウガンダ	y	y	y
ウクライナ	y	y	a
アラブ首長国連邦	y	y	y
英国	y	y	n
タンザニア	y	y	y
アメリカ合衆国	y	n	n
ウルグアイ	y	y	y
ウズベキスタン	y	y	a
バヌアツ	—	—	—
ベネズエラ	y	y	y
ベトナム	y	y	y
イエメン	y	y	y
ザンビア	y	y	y
ジンバブエ	y	y	y

MPI
訪日代表団

核軍縮へ日米の効果的な協力の道を探る

日本は道義的権威をもって行動すべきだ

12月7～9日、国際NGO「中堅国家構想」(MPI＝Middle Powers Initiative)が、日本政府及び国会議員との対話を求めて、日本に代表団を派遣した。12月9日午前には岡田外務大臣と面会し意見交換をした。また、NGOと交流の機会をもった。今回の代表団は、ジョナサン・グラノフ(MPI執行委員、世界安全保障研究所代表、米)、ロバート・グレイ(元米国軍縮大使、超党派安全保障グループ事務局長)、ケイト・デュウス(国連事務総長軍縮問題顧問委員会委員、ニュージーランド)、梅林宏道(MPI国際運営委員、ピースデポ特別顧問)の4人で構成された。

オバマ政権の登場が生み出している世界的な核軍縮への好機と、日本での新政権誕生が共鳴し合うような働きをMPIが果たしたいというのがその趣旨であった。その趣旨において、他の国では持ち得ない被爆国の道義的権威をもって日本が核軍縮をリードするようMPIは機会あるごとに強く訴えた。

MPI訪日団の活動は、外交NGOともいうべき性格のものであるが、影響力を持つためには、それぞれの国からの正確な情報と専門知識に基づいた見解の提供が重要である。今回の代表団においては、その中に米政府の軍縮大使を務めた経験のあるグレイ氏がいたことが大きな利点であった。彼は、北朝鮮の核兵器放棄には、米国など保有国の核軍縮が目に見えて進むことが必要だと明確に発言をした。

また、彼のなかに、核軍縮に関するオバマ大統領への深い信頼と今後1年の政策進展に関する醒めた認識が共存していることに筆者は新鮮な印象を受けた。後者に関して、グレイ氏は包括的核実験禁止条約(CTBT)の米上院による批准は来年の秋より早くは実現しないだろう、と述べた。このことは、オバマ大統領の登場という好機を活かすには、一歩一歩という従来の思考の枠組みを超えたところに核兵器廃絶の大義を根付かせるような運動のあり方が重要であることを意味している。

以下に掲げるMPIのブリーフィング・ペーパーは、グレイ氏の認識の背景にある核軍縮・不拡散問題の現状をより正確に解説し、中堅国家が取るべき指針を描いたものである。全訳はピースデポのウェブサイトに掲載した。(梅林宏道)Ⓜ

左から梅林宏道、ジョナサン・グラノフ、岡田克也外相、ケイト・デュウス、ロバート・グレイ、南雲弘行・連合事務局長の各氏。(12月9日、外務省)

中堅国家構想(MPI)ブリーフィング・ペーパー
2009年10月

約束を守る:
安保理サミットから2010年NPT再検討会議へ

要約

2009年9月24日に開かれた歴史的な国連安全保障理事会サミットは核兵器のない世界へ向けた機運に弾みをつけた。サミットで採択された安保理決議1887は核軍縮に関して革新的な内容は何も含んではいないが、核兵器による破局のリスクを減少させ、「核兵器のない世界への条件を創り出す」ためのアジェンダをしっかりと確保するものである。

サミットにおける発言で、オバマ大統領は「核戦争に勝利することは出来ず、決して戦ってはならない。……我々は地球上から核兵器が消え去る日を見るまで、決して立ち止まってはならないのだ」というレーガン大統領の言葉を引用した。オバマ氏は続けた、「それが我々の仕事である。それが我々の天命となる。我々はその共通の目標を達成する新たな決意をもって、この会議を終えるだろう。」サミットの前日に国連総会で演説したとき、彼は簡潔だが重要な誓約を行った。「我々は、より踏み込んだ核兵器の削減への扉を開き、核兵器の役割を低減する『核態勢見直し(NPR)』を完成させるだろう」。

サミットでは、他の各国首脳、国連事務総長、国際原子力機関(IAEA)事務局長がその決意表明を強化し、振幅を大きくし、決議に含まれた内容を超えるような措置を要求した。何人かの演説者は核兵器を地球規模で禁止し、廃絶する条約を支持した。

この中堅国家構想(MPI)のブリーフィング・ペーパーは、安保理サミットと来春の核不拡散条約(NPT)再検討会議の間のこの極めて重要な時期について検討する。また、MPIとアトランタのカーター・センターは再検討会議への準備を行う各国政府を支援するため、一月に協議の場を開くことにしている。このペーパーでは、MPIは中堅国家諸国が以下のことを行うよう勧告する。

●オバマ政権に対して直ちに、そして強く、次のことを伝えること。「核態勢見直し」は核兵器の役割を低減させなければならない。とりわけ対抗戦力ドクトリンや対抗価値ドクトリンを拒絶すること。また、「拡大抑止」に関する諸協定を核兵器の役割拡張を正当化する根拠と

しないこと。

●核兵器複合体を守り、拡大し、改良型や新設計の弾頭を設計し製造する選択肢を残し、運搬手段を近代化することを取り引きにした、包括的核実験禁止条約(CTBT)への条件付承認に反対すること、そして、全ての核実験場の閉鎖を要求すること。

●軍事計画の外にある既存の核物質を兵器取得のために使用することを包括的に防止し、核軍縮を促進する核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)に向けて交渉を行うこと。

●核燃料バンクの設立を支援し、核燃料サイクルのグローバルな多国籍化に向けて取り組み、国際再生可能エネルギー機関に加盟し、これを支援すること。

●中東に核兵器、生物兵器、及び化学兵器のない地帯を創り出すためのイニシアティブに関する合意をNPT再検討会議において達成するために取り組むこと。

●IAEA追加議定書をNPT遵守の標準とすることに再検討会議が合意するよう支持すること。

●合衆国とロシアが戦略兵器削減条約(START)後継条約に関する交渉テーブルに戻ったことに賛意を表し、核廃絶に導く多国間の削減を促進するような、さらなる二国間の削減に向けた約束を再検討会議において行うよう要求すること。

●持続可能かつ検証可能で拘束力のあるグローバルな核兵器廃絶のための条約あるいは諸合意の枠組みに関する協議と交渉の開始を再検討会議において約束するよう、強く要求すること。

このブリーフィング・ペーパーは、先ず、今年末までに出される予定の米国の「核態勢見直し」から論じる。次いで安保理決議1887によって支持された諸措置、すなわちCTBT、FMCT、核燃料の生産と供給の多国間規制、非核兵器地帯、及び核物質防護、追加議定書、NPTからの脱退制限、核輸出規制に焦点を当てる。次ぎにブリーフィング・ペーパーは現在の米ロの核兵器削減交渉を吟味し、最後に、核兵器のない世界のための仕組みの構築に関して考察する。MPIの主張の中心は、現在すでにアジェンダとなっている諸措置の履行は、核兵器の廃絶を達成しようとする意図を明白かつ本質的に示すものでなければならない、ということである。

A.核兵器の役割を低減し非核保有国に対する核兵器不使用を保証する

1. 「核態勢見直し」は核兵器の役割を低減するというオバマ大統領の約束は、「核兵器が使用される危険を最小限にするとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること」とした重要な2000年NPT合意を進展させるものである。安保理決議1887は、1995年と2000年の最終文書を想起した序文のパラグラフにおいて、2000年合意と他のNPT合意が現在も妥当なものであることを確認している。核兵器の役割を縮小するための基礎の一つは、1995年にNPT上の核兵器国によってなされたNPT非核兵器国に対する核兵器の不使用の保証が将来にわたって有効であることにある。安保理決議は、これらの保証が「核不拡散体制を強化する」ものであることを確認している。中堅国家構想は、NPT再検討プロセスの7つの優先課題の一つとして、法的拘束力のある条約を通じて行うことも含めて、こうした保証を強化することを指摘してきた。(2007年4月「2010年に向けて:コンセンサスへの優先課題」を見よ。【訳注】解説「核軍縮、中堅国家構想の挑戦」(梅林宏道)と抜粋訳がピースデポ発行「イアブック・核軍縮・平和2008」にある)

2. 「核態勢見直し(NPR)」は現在準備されていて、年末までには完結するだろう。NATOの「戦略概念」も見直し作業の最中にあるが、おそらく「見直し(NPR)」によって影響を受けるだろう。さらに、ロシアも現在、核兵器の使用に関する軍事ドクトリンの見直しを行っており、年内にメドベージェフ大統領に提示されることになっている。**中堅国家諸国は直ちに力強く、「見直し」は核兵器の役割を低減しなければならないとオバマ政権に伝えるべきである。**同じメッセージがロシアにも向けられなければならない。以下の多くの点はロシアにも当てはまる。アメリカの「見直し」は、核保有国と連携した諸国に関して付けられた冷戦時代の留保を取り除き、NPT非核兵器諸国に対する曖昧さを残さない不使用の保証を示すべきである。「見直し」はまた、敵の核能力に対する包括的な核攻撃を実行するための準備を必要とする対抗戦力ドクトリンを拒絶すべきである。このドクトリンは核戦争を戦うための冷戦期の方策であった。それは、核戦力を、先制攻撃可能な、すぐに発射できる状態に維持することを意味し、危機において核兵器使用に訴えようとするプレッシャーを増加させる。米ロの文脈においては、それはまた、対抗戦力攻撃を実行し、かつ、そのような攻撃にも生き残って使用することができる核兵器を保有するために、大量かつ複雑な核兵器庫を維持することを意味する、と多くの人々は考えている。「見直し」はさらに、第2撃を都市に与える“対抗価値”ドクトリンも拒絶すべきである。それは作戦上の現実を反映すべきである。1945年以降核兵器が使用されていないことに現れているように、核兵器の使用を検討することにさえ作戦上極度に高い敷居がある。したがって、「見直し」、唯一の合法的で文明化された立場、すなわち、核兵器はいかなる状況においても決して使用しないという立場に向かう道を拓くべきである。

3. **特に重要なのが、「拡大抑止」がアメリカの核態勢における核兵器の役割の拡大を正当化する理由にはならないということをアメリカの同盟諸国が伝えることである。**同盟は侵略を抑止するために核兵器に依存する必要はない。非核軍事力は相当に強力である。市民社会によって長く主張されてきた北東アジア非核兵器地帯のように、代替的な安全保障のアプローチが発展させられなければならない。この点において、日本の鳩山首相のサミットにおける発言は期待できるものである。彼は「非核兵器地帯の創設が5つの核兵器国―5常任理事国―と地域の非核兵器国との連携の下」で行われる安全保障上の利益について説明した。エジプトが中東において拡大核抑止を導入するという考えを拒絶し、代わりに地域的な非核地帯の必要性を繰り返して表明していると伝えられたことも心強いことである。現在核同盟に属する全ての国家は、その安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減し段階的に廃止する措置を講じるべきである。

4. 役割の低減というNPTの誓約を履行するための中間的措置の一つは、拡大核抑止の唯一の目的は他の国による核兵器の先行使用(ファースト・ユース)を容認しないというシグナルを送ることにある、と確認することである。日本の新政権はアメリカに対してその立場を強く主張するべきであり、実際にそうする用意があるように見える。日本の民主党は先行不使用の政策が米国との間で議論されるべきだと述べてきた。岡田克也外相はそのような政策への支持を表明してきた。NATO加盟国もまた、2010年末か2011年初頭に開催されるリスボンでのサミットで採択される予定のNATO戦略概念改訂の中で核兵器の役割を制限する義務を課せられている。1998年にドイツは先行不使用政策がもたらすメリットを米国に説得しようとしたが、結局堅く拒絶された。今回は政権指導者が核兵器がもたらす危険を減らし、核兵器の廃絶を追求することを雄弁に語ってきたのだから、NATO諸国はこの問題をもう一度主張すべきである。

5. 最後に、同盟国による戦時使用を許すことを前提にいくつかのNATO同盟国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)の領土に米国の核兵器が配備されている状態を終結させるべき時はとっくに過ぎている。このような体制は、核兵器の政治的価値を高めることによって世界に誤ったシグナルを送り、他の核兵器を所有する国にその核兵器を「共有する」ことを検討させる最悪の前例となっている。ドイツの新政権はドイツに残っている核兵器を除去することをNATOの中で主張するだろうと発表し、正しい方向に動きつつある。

B.世界の安全を直ぐに高め、核兵器のない世界の諸要素を確立する措置

6. 安保理決議1887は、冷戦終結以来、新しい国家やテロリストあるいは他の非国家主体が核兵器を取得することを阻止するために取り組んできた国連安保理の役割を力説している。イランや北朝鮮の名を挙げてはいないが、この決議は安保理が不拡散義務の遵守を監視する役割を持ち続けることを非常に明確にしている。サミットにおける発言の中で、何人かの首脳がこの努力を成功させる必要性について強調した。この決議はまた、非国家主体による核兵器や生物兵器、化学兵器関連の物質や装置の売買や取得の阻止に関する安保理決議1540を履行する必要性について強調している。

7. (略)

包括的核実験禁止条約(CTBT)

8. 安保理決議1887が述べているように、そして中堅国家構想が長年主張してきたように、「早期に」CTBTを発効させることは、まさに重要である。CTBTは質的な核軍備競争を防止し、新しい国がミサイルによって運搬可能な弾頭を手に入れることへの高い障壁となる。その意味で、ヒラリー・クリントン米国務長官が9月24日と25日に開かれた発効促進会議で演説を行ったことは心強い。しかし同時に、2000年のNPT再検討会議で採択された「13項目の実際的措置」の第一項目に規定されているように、CTBTが「無条件で」法的な効力を持つことが重要である。「無条件で」という表現は、条約寄託者に提出する批准書に直接付与される条件のことを言っていると解釈することもできるが、それはより広く、批准書パッケージ――陰にであれ陽にであれ、国内的に保有核兵器の長期維持や近代化の能力を強化したり高める効果を生むような批准書パッケージを作ってはならないことを意味している。

9 ～ 11. (略)

核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

12. 安保理決議1887はジュネーブ軍縮会議(CD)が「出来るだけ早く」FMCTについて交渉するように要求している。決議はまた、他の3つの優先的課題――非核兵器国に対する核兵器の不使用の保証に関する、交渉を排除しない議論、宇宙空間における軍備競争の防止、核兵器廃絶へと導く系統的で前進的な努力――を包含するCDの作業計画にも好意的に言及している。決議における要請それ自身の積極的な影響への期待は別として、CDのこう着状態を解くような前進はなかったように見える。そのような一つの兆候は、FMCT交渉までは全核保有国が兵器用核物質の生産を停止すべきだという要請が行われなかったことである。7月にG8がそのような要請に合意できたので、中国(G8ではない)が安保理決議にこのような要請が入ることを阻止したように見える。

13、14. (略)

核燃料の生産と供給の多国間規制

15、16. (略)

非核兵器地帯:中東と北東アジア

17. 安保理決議1887は、地域的な非核兵器地帯(NWFZ)を歓迎する支持を表明し、来るNPT再検討会議の前にニューヨークで開かれる非核兵器地帯に関する会議を歓迎、支持している。この惑星の多くの部分の非核化を強化し推し進める上で非核兵器地帯が持つ重要性は、今年、アフリカ非核兵器地帯を設立するペリンダバ条約と中央アジア非核兵器地帯条約が発効したことで脚光を浴びている。残念なことに安全保障理事会は中東における非核兵器地帯の設立に言及しなかった。第一次湾岸戦争の後にイラクに対して条件を課した安保理決議687 (1991年)の中で要求したことがあるにもかかわらず、である。サミットにおける発言で、オーストリアのハインツ・フィッシャー大統領は、「非核兵器地帯は持続可能な安定に重要な貢献をなす。中東のような地域はそのような体制から利益を得るだろう」と述べた。大量破壊兵器委員会が説明したように、中東非核兵器地帯への取り組みを開始することは、イスラエルの保有核兵器、イランの核計画、そして地域の他の国々による核計画の開始や強化によって引き起こされる平和と安全への挑戦に対して、長期的な解決を与えることに大いに貢献するだろう。そのような取り組みの一つは、すべての再処理活動あるいは濃縮活動を地域的に凍結することだろう。

18、19. (略)

核物質防護、及び安保理決議1887で支持されたその他の措置

20 ～ 23. (略)

C.検証を伴う削減

24 ～ 29. （略）

D.核兵器のない世界を創る

30. 核軍縮交渉を行うという第6条下での義務の遵守要求に加え、安保理決議1887は前文の第1節で「核兵器のない世界のための条件を創出する」という安保理の決意を述べている。そのような世界に向けた条件の創出は、決議の中で明記された諸措置、またサミットにおける発言において要求された諸措置の履行を指すものと理解されるべきである。とりわけ、持続可能かつ検証可能で拘束力のある核兵器廃絶に向けた枠組みに関する協議と交渉の開始は不可欠な措置である。

31. サミットにおいて、何か国かの首脳は核兵器を世界的に禁止し廃絶する条約に対する支持を表明した。フィッシャー大統領はNPTが当面は国際秩序の中核であり続けるとした上で、「オーストリアは高度な検証機構を備えた核兵器禁止条約というアイデアを支持する」と述べた。中国の胡錦濤国家主席は、「国際社会は適切なときに、核兵器の完全禁止に関する協定の締結を含む、段階的行動から構成される実行可能な長期的計画を開発すべきだ」と述べた。グエン・ミン・チェット大統領はベトナム代表として、サミットに向けた非同盟運動の政策文書を支持し、「核兵器の全廃につながる核軍縮」を求める、継続する「人類の切迫した要求」を訴えた。そして「国際的な核軍縮協定についての交渉を早期に開始すること」を要求した。

32. それは世界大多数の国々の要求であるだけでなく、市民社会によって広く支持されている。このことは、2009年9月9~11日に行われた国連広報局登録NGOの会議において採択され、サミットに先立ってメキシコによって安保理のメンバーに配布された、メキシコシティ宣言「平和と発展のために軍縮する」によって如実に示された。潘基文国連事務局長も、軍縮のための5項目提案を行った2008年10月24日の演説をはじめ、メキシコシティ会議においてもこのアプローチに権威ある支持を与えてきた。事務総長は「NPT加盟各国が、信頼性のある検証制度に裏打ちされた新しい条約を通して、もしくは一連の相互に補強しあう諸合意を通して、核軍縮のための誠実な交渉を実行する」ことを強く促した。インドもまた声を上げている。最近では2009年9月29日にマンモハン・シン首相は核兵器禁止条約の交渉の提案を繰り返した。

33. 核軍縮に向けた包括的なアプローチへの着手の要求は、実現のための手段や直面する課題に対する理解が十分に熟していることを示している。**中堅国家諸国はNPT再検討会議が持続可能かつ検証可能で拘束力のあるグローバルな核兵器廃絶のための条約あるいは諸合意の枠組みに関する協議と交渉の開始が再検討会議において誓約されるよう、強く要求すべきである。**

34. 核兵器のない世界に向けた条件を創出するという安保理の約束は、核軍縮を先送りすることを承認するものと理解されてはならない。セルジオ・ドゥアルテ国連軍縮担当上級代表は、2009年9月18日、次のような明言を述べた。「私は、ある人々が、他の問題がまず先に解決されるまで、核軍縮における重要な前進を先延ばしにする必要がある、と主張してきたことを理解している。ある人々は言う、まず戦争の問題の解決や世界平和や世界政府の実現を訴えよう、と。また他の人々は言う、まず核兵器の拡散や核テロリズムの脅威をゼロにしよう、そうすれば我々は核軍縮の課題に取りかかることができる、と。そしてさらに別の者は、核兵器が存在し続ける限り核軍縮における本当の進展は不可能だろう――これは決して外れることのない予言である――と言う。このような考え方は核軍縮の実現はおろか不拡散や核テロリズムの防止という他の重要な目標さえも危険に晒す結果になる、と私は確信する。」

35. 核兵器の完全な廃絶を達成するためには、とりわけ宇宙配備のシステム、ミサイル迎撃システム、非核の戦略攻撃システムに関連する、相互に補完しあう軍備管理と軍縮が必要であろうことは真実である。しかしながら、核軍縮が、包括的な非軍事化やそれに類するグローバルな安全保障環境の変化を要求するための人質にされてはならないということは、疑問の余地のない真実である。2000年になされた核廃絶に向けた明確な約束は、全面完全軍縮という究極の目標に対する約束とは切り離されたものであるし、国際司法裁判所はNPT第6条は、包括的な軍縮ではなく、「あらゆる側面における核軍縮」に関して交渉を完結させることを要求している、と全会一致で結論付けている。

むすび

36. サミットでの演説において、各国首脳は核兵器のない世界を創出するという目標を分かち合った。鳩山首相は、「今年4月にオバマ大統領により提案された核兵器のない世界というビジョンは、世界の人々を勇気づけ、希望を与えた。今こそ私たちが行動するときだ」と語った。フェリペ・カルデロン・イノホサ・メキシコ大統領は、ノーベル平和賞受賞者のアルフォンソ・ガルシア・ロブレスを引用しながら、「私たちの子どもは、親たちが核の脅威から解放された世界を残すことを要求する権利を持っている」と語った。アリアス・サンチェス・コスタリカ大統領は、「我々が眠っているときも、死は眠らずにいる。死は23000発以上の核弾頭の上から我々を見張っている。あたかも23000の目を開いて、油断する瞬間を待っているかのように」と述べた。彼は首脳たちに、「我々が、ようやく、平和のうちに眠ることができるような未来を作る約束を守る」ように求めた。

37.サミットの成果に立ち、NPT再検討会議の成功のために努力しつつ、中堅国家諸国はこの千載一遇の好機をとらえ、核兵器のない平和で安全な世界を構想するのみならず、それを現実のものとするための後戻りのできないプロセスを開始しなければならない。（監訳：ピースデポ。協力：セイピースプロジェクト）

http://www.gsinstitute.org/mpi/pubs/Making_Good.pdf

イラン核問題でIAEA新決議
——追加制裁では解決しない

11月27日、国際原子力機関(IAEA)理事会は、建設中であることが9月に発覚したコム近郊のウラン濃縮施設をめぐり、3年9か月ぶりとなる対イラン非難決議を採択した(下に全訳)。決議は、新施設建設が濃縮活動の停止要求違反であり、また、9月までIAEAへの通告がなされなかったのは保障措置協定違反であると「深刻な懸念」を示した上で、新施設の即時建設中止を求めるという厳しい内容である。また、他にも未申告の建設中あるいは決定済みの核施設の不存在を明らかにするようイランに要求した。

決議採択の背景には、16日提出のIAEA報告書がある[1]。これまで同様、報告書はイラン国内の申告済み核物質が軍事転用されていないことを確認しつつも、新施設建設を決定直後に通告すべきとした保障措置協定の補助取極に違反したとし、追加議定書の批准要求や「残る問題」に関するイランの協力の不十分さを指摘した。

35か国の理事国の投票は、賛成25か国、反対3か国(キューバ、マレーシア、ベネズエラ)、棄権6か国(アフガニスタン、ブラジル、エジプト、パキスタン、南アフリカ、トルコ)という結果であった(アゼルバイジャンは欠席)。強硬措置に消極姿勢を示してきた中国とロシアが賛成票を投じたことで、イランに対する追加的な安保理制裁決議に向けた議論は勢いを得た形になる。決議採択後に出されたホワイトハウスの報道発表は、採択が「国際社会の決意と団結を示すもの」であり、「我々と国際社会の忍耐には限りがあり、時間切れは迫りつつある。もしイランが義務遵守を拒否するのであれば、同国はさらなる孤立と報いに自ら責任をとることになるだろう」と追加制裁の可能性を強く示唆した[1]。

本誌前号で述べたように、西側諸国への対応をめぐってイラン国内には複雑な政治力学が働いている。こうしたなか、「制裁ありき」の議論は、イランの態度にさらなる硬直化を招き、対話に向けた道を閉ざす行為となる。実際、決議採択2日後の29日、新たに10か所のウラン濃縮施設を増設するとのイラン政府の計画が国内メディアで報じられた。続いて12月2日には、アフマディネジャド大統領がイラン国内で生産された低濃縮ウランの国外搬出・加工の10月基本合意を拒否する姿勢を示した。

イラン核問題は制裁強化では解決しない。イラン核問題の根底にある、核を持つ国、持たざる国の根本的な不平等性にメスを入れる抜本的解決が求められている。積年の不信と対立に終止符を打つべく、西側諸国が今すべきことは、「中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯」の設立に向けた強い意志を示すことである。(中村桂子) Ⓜ

注
1 www.iaea.or.at/Publications/Documents/Board/2009/gov2009-74.pdf
2www.america.gov/st/texttrans-english/2009/November/20091127135318pt ellivremos0.2270471.html

IAEA 理事会決議
GOV/2009/82
2009 年11 月27 日

イラン・イスラム共和国におけるNPT保障措置協定及び安全保障理事会決議1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008)、1835 (2008)の関連条項の履行

理事会は、
(a)理事会及び国連安保理において採択された諸決議を想起し、
(b)イランにおける保障措置協定の履行、未解決の保障措置問題の解決、イランによる停止の履行の検証に向けた事務局長のプロフェッショナルかつ公平無私な努力を称賛し、
(c)イラン核問題の解決に向けたIAEAの重要な役割を強調するとともに、イラン核問題の外交的解決をめざした努力を継続するとの理事会の決意を再確認し、
(d)核不拡散条約(NPT)の第4条に則り、平和目的での核エネルギーの研究、生産、利用を進めるとの締約国の奪い得ない権利を再確認し、
(e)テヘラン研究炉への核燃料供給をめざした、イラン研究炉に対する核燃料保証支援のためのIAEAとフランス共和国、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦との間の合意に関する事務局長の提案を称賛するとともに、同提案での合意形成に向けた事務局長の尽力に謝意を示し、
(f)関連するIAEA理事会及び国連安保理決議に盛り込まれた要求ならびに義務をイランが拒否していることに対する深刻な懸念に留意し、
(g)すべての濃縮関連活動を停止するとの義務に反して、イランがコムに濃縮施設を建設していたこと、また、2009年9月までイランがこの新施設についてIAEAに通告を怠っていたことが保障措置協定の補助取極に基づく義務に反することに対する深刻な懸念にも留意し、
(h)修正コード3.1の条項に基づき、新施設の建設あるいは建設認可の決定について、そのような決定がなされた直後にIAEAに通告し、設計情報を提出することをイランが怠っていたことは信頼醸成に資するものではないことを再確認し、
(i)新施設に関するイランの申告は、核施設が他には存在しないとの信頼レベルを低下させ、IAEAに未申告の他の核施設がイラン国内で建設されているのではないかという疑念を生んでいることを強調し、
(j)理事会の要請ならびに安保理の要求に反して、イランが追加議定書を履行しておらず、また、イラン核計画の軍事的側面の可能性を排除する上で十分な説明がなされるべき残る懸念事項についてIAEAへの協力が行われていないことに対する深刻な懸念に留意し、
(k)イランが追加議定書を実行し、実質的対話を通じてIAEAの要求を満たすべく残る問題についての説明を行わなければ、IAEAはイラン国内に未申告の核物質ならびに活動が存在しないとの信頼性を伴う保証を与える立場にないとの事務局長の主張を強調し、
(l)イランの計画が平和目的に限定されたものとの検証はできないと事務局長が繰り返し言明してきたことに留意し、

1.コムにおける建設の即時停止を含め、上述の安保理決議に基づく義務を完全かつ遅滞なく履行し、理事会の要請を満たすようイランに要求する。
2.イランの核計画に関するあらゆる未解決問題の解決に向けてIAEAと協力するよう、また、この目的のために、これらの問題解決に向けてIAEAが求めているアクセスや情報を提供することによってIAEAへの完全な協力を行うようイランに要求する。
3.保障措置上の義務を完全かつ無条件に遵守し、修正コード3.1を適用し、追加議定書の速やかな実行ならびに批准を行うようイランに要求する。
4.とりわけコムの濃縮工場の目的ならびにその設計や建設の工程に関するIAEAの説明要求に応えるようイランに要求する。
5.IAEAからの要求に従い、IAEAに未だ申告していない他の核施設に関する建設決定や、建設認可を行っていないこと確認するようイランに求める。
6.イランにおいて保障措置協定を実行し、イラン核計画に軍事的側面が存在する可能性を除外するために説明が求められている懸案の未解決問題を解決し、国連安保理決議の関連条項を履行する努力を継続するよう事務局長に要請する。
7. 本決議について国連安保理への報告を事務局長に要請する。
(後略)

(訳: ピースデポ)

新政権は在外被爆者援護を

ブラジル被爆者平和協会会長
森田　隆さん

ブラジルに住んで54年になります。今回の来日は韓国の支援団体と一緒に、新政権の厚労省に対し、在外被爆者援護の要請をしに行くことが目的です。どこにいても被爆者は同じであると、お願いしに行きます。

在外被爆者の問題は大きくいうと医療費の問題と、原爆症認定の2つあります。在外被爆者の場合、医療費の窓口負担に対する国負担には年間15万3千円までの上限があり、撤廃を毎年要求していますが、増額はわずかです。また、原爆症認定は、在外被爆者は未だに認定申請ができず、医療援護を受けることができません。「来日要件」というものがあり、要するに「援護が必要なら日本に来い」ということです。これまでの運動によって、被爆者援護法が一部改訂され、在外認定も検討すると書かれているのですが、国は検討していません。新政権には、これを改めてもらいたいと思います。

被爆当時、私は21歳の憲兵で、爆心地から1.3キロの中広町で被爆しました。8月6日の朝8時、警報解除になったので、防空壕を掘る作業のために10数名の兵と己斐(こい)へ向けて歩いていたところでした。10メートルも飛ばされて火傷をし、頭を上げた時に、目の前の建物がぐしゃっと壊れたことをよく覚えています。「兵隊さん、この家の中に子どもがいる」という人がいて助け出したりしました。あたり一面全滅しており、何があったのかわからんということで、皆が逃げる中、一人で街に視察に行くことになりました。原爆ドームが盛んに燃えている所で韓国の方を助けて、陸路では市内から逃げられず船で川を下り、宇品まで運び、また歩いて市内に戻りました。それから猫屋町の憲兵機動隊で2日間勤務をして、火傷でどうにもならなくなり、大野の陸軍病院で治療してもらいました。

ちょうどあの年は、枕崎台風という大きな台風が来て、広島は水浸しになり、入院していた病院も流され、そこで治療していた被爆者も、兵隊もみんな死んでしまいました。私はその一日前に退院しており、まさに奇跡でした。私は生かされたんだという感慨を持っています。あの時に思ったのは、もうこの世の中に神も仏もないということでした。その時にはわからなかったのですが、あれは広島・長崎にとって、放射能を洗い流す台風だったのだと思います。年の暮れには草が生え出し、花が咲いて、みんな広島に入っていきました。私もその翌年の2月には広島に入りました。私は13歳から時計商で奉公していたので、ささやかな時計屋さんを開き、そしてそこで妻と知り合い、結婚しました。大変でしたが、純粋に生きていく気持ちが先にありました。

あの戦後の時期は、お店によく泥棒に入られ、本当に苦労しました。その後11年目に、あるブラジルへ移民した人が私の店に来たことから、ブラジルとの絆が生まれました。ブラジルに行ってからの生活も決して楽ではなく、2人の子どもを連れ、必死に働きました。色んな方の助けがあって、子どもたちも順調にブラジルの学校に入り、サンパウロの大学を卒業しました。そして結婚し、孫にも恵まれました。その頃は、ブラジルに渡った被爆者たちの実態も次第に分かってきており、60歳になった年にブラジル被爆者協会を作り、それと同じ頃、「SUKIYAKI」という輸入食品店を開きました。ただ普通にやったんじゃだめだから、365日、クリスマスもお正月も開けているお店です。それだけの努力をしなければ立っていけません。やはりそこはファミリーの力で、私たち家族が団結してやってきたことが一番大きいですね。今は従業員20人で、食堂もやっています。ランチだけで毎日150人位のお客さんが来ています。

妻も被爆者ですが、7月に84歳で亡くなりました。私と結婚し、苦労ばかりさせましたが、今日までの結果というのは、やはり妻の功績が大変大きかったと、感謝しております。会の運営も25年間、一緒に頑張ってきました。

ブラジルの被爆者の会員は120名ほどいますが、会費はとっていません。私は会ができてから毎年日本に来ていますが、その費用は「SUKIYAKI」です。そして日本に来れば、各地で本当に支援してくださる方々がおられるおかげで、今までの活動ができているんです。

民主党の先生方にも、在外被爆者に対する考えを改めていただいて、我々が生きているうちに、老後も養えるようにしてもらいたいというのが望みです。特に韓国の被爆者の方々への支援は先にやってもらいたいと思います。私と妻が初めて厚生省に行った時、役人は「あんたらは日本を捨てて出て行ったのだから、援助はしない」と言いました。ブラジルに検診に来た医師から聞いた話では、役人は「在外被爆者は2年に1度の検診だけしておけばいい。放っておけばみんな死ぬ」と言っているとのことでした。本当に役所の考えを変えなければならないと思います。民主党政権になり、この問題は本当にこれからです。私は今から興味深く体験させてもらいます。私の眼の黒いうちに、被爆者が本当に救われるといいなと思います。私は、それはできるという希望を持っています。　　(談。まとめ、写真:塚田晋一郎)

もりた・たかし
1924年、広島県佐伯郡砂谷村生まれ。13歳から時計商で働く。憲兵となり、45年8月1日に広島へ赴任。6日、爆心地1.3キロで被爆。56年、ブラジルへ移住。84年、在ブラジル原爆被爆者協会(現ブラジル被爆者平和協会)を設立。08年、ピースボートの「ヒバクシャ地球一周 証言の航海」に乗船、国連本部や核保有国を含む世界各地で証言。

日誌

2009.11.6～12.5

作成:塚田晋一郎、新田哲史

APEC＝アジア太平洋経済協力会議／DOE＝(米)エネルギー省／EU＝欧州連合／IAEA＝国際原子力機関／LEU＝低濃縮ウラン／NPR＝(米)核態勢見直し／START1＝第1次戦略兵器削減条約／WP＝ワシントン・ポスト

●11月11日付　米国防総省高官、NPR策定に当たり、日本政府から数回の意見聴取をしたことを明らかに。「同盟国を守るための拡大抑止とその保障はNPRの中核となる」と言明。

●11月13日　鳩山首相とオバマ米大統領が首相官邸で会談。大統領、任期中に広島・長崎を訪問する意欲を示す。

●11月13日　日米両首脳、「『核兵器のない世界』に向けた共同声明」を発表。

●11月14日　オバマ米大統領、都内で対アジア政策演説。「太平洋国家の一員」としての関係強化を表明。

●11月16日　IAEA、イランに関する報告書を理事国に配布。コム近郊のウラン濃縮施設が平和目的かは「疑問が残る」と指摘。

●11月17日　オバマ米大統領と胡中国国家主席が北京で会談。核不拡散、気候変動、経済協力などを含む包括的な共同声明を発表。

●11月18日　イランのモッタキ外相、LEUの国外輸送構想を拒否する考えを示す。

●11月19日　オバマ米大統領と李韓国大統領がソウルで会談。北朝鮮の核放棄と国際支援の「一括妥結方式」推進で合意。

●11月19日　DOEが来年9月までに3回の臨界前核実験をネバダ州の実験場で計画していることが判明。中国新聞。

●11月20日　外務省の日米密約調査で、核持ち込み密約の根拠をなす「討議記録」の存在を裏付ける日本側文書が発見されたことが判明。

●11月21日　外務省、核持ち込み密約を事実上認める方針を固める。岡田外相、来年1月に調査結果を公表すると表明。

●11月22日　イラン国軍と革命防衛隊、イスラエルによる核施設攻撃を想定した大規模な軍事演習(～26日)。

●11月24日　オバマ米大統領とシン印首相、ホワイトハウスで会談。核拡散防止や「核兵器のない世界」を目指すことを確認。

●11月27日　IAEA理事会、イランに対し、新たに発覚したウラン濃縮施設の建設中止を求める非難決議を採択。(今号参照)

●11月27日　核持ち込みなどの密約検証のため岡田外相が設置した有識者委員会が外務省で初会合。来年1月に報告書をまとめる方針。

●11月29日　対人地雷禁止条約(オタワ条約)第2回再検討会議、コロンビアで開催(～12月4日)。米政府代表団が初めて参加。

●11月29日　イランのアフマディネジャド大統領、10か所のウラン濃縮施設新設を表明。

●12月1日　IAEA事務局長に天野之弥氏就任。

●12月1日　原爆症認定訴訟の敗訴原告を救済するための基金法が衆院本会議で成立。

●12月2日　国連総会本会議、日本提出の核兵器廃絶決議案を賛成171で採択。(今号参照)

●12月4日　米露大統領、「START1の精神に基づいて協力を続け、新条約を可能な限り早期に発効」との共同声明を発表。

●12月4日　ロシア外務省、START1後継条約の署名に向けた準備作業は完了間近と表明。

●12月5日　START1が失効。

●12月5日　イランのサレヒ原子力庁長官、NPT脱退を否定するとともに、原発用燃料供給にウラン濃縮施設が20か所必要になると表明。

沖縄

●11月5日　仲井真知事と松沢神奈川県知事、渉外知事会として、ワシントンで米議員らに地位協定改定と基地問題解決への協力要請。

●11月8日　「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」開催(約21000人)。

●11月10日　海上自衛隊と米海軍、沖縄近海で共同演習(～18日)。

●11月13日　オバマ米大統領、鳩山首相との会談で米軍再編合意について「ロードマップの修正が必要になることもありうる」と発言。

●11月15日　岡田外相、就任後初来県。キャンプ・シュワブを視察。知事、県議会議長らと会談し、「県外移設は非常に困難」と発言。

●11月15日　長島防衛政務官、普天間は辺野古移設で決着させるべきとの認識を示す。

●11月17日　日米両政府、普天間飛行場移設に関する閣僚級作業グループ初会合を開催。迅速に結論を出すことで一致。

●11月19日　防衛省、普天間代替施設の辺野古移設を前提に、嘉手納基地の訓練移転などの負担軽減策を加えた案を官邸に提出。

●11月25日　社民党、普天間移転先としてグアムや硫黄島の検討を求める要請文を平野官房長官、岡田外相らに提出。

●11月26日　行政刷新会議の事業仕分け、「思いやり予算」の基地労働者給与見直しを要求。

●11月26日　伊波宜野湾市長、衆院内で鳩山首相と面談。20日に米軍が公表したグアム移転に関する環境影響評価書案を基に、辺野古移設を中止するよう求める。

●11月30日　鳩山首相と仲井真知事が首相官邸で会談。知事、普天間移設について早期に方針や具体的日程を示すよう求める。

●11月30日　仲井真知事、初来県したルース駐日米大使と県庁で会談。大使、普天間は辺野古へ移設すべきと強調。

●11月30日　岡田外相、ウィラード米太平洋軍司令官と省内で会談。普天間移設の年内解決を目指す意向を示す。

●12月1日　吉野元外務省アメリカ局長、沖縄返還密約情報開示訴訟の第4回口頭弁論で、密約について「文書に署名した」と発言。

●12月3日　福島瑞穂社民党党首、普天間移設先が辺野古で決着した場合、連立離脱も辞さない考えを示す。

●12月3日　鳩山首相、普天間の新たな移設先を検討するよう、岡田外相、北沢防衛相に指示し、年内決着断念の方針を固める。

●12月5日　岡田外相、名護市で非公開の住民との対話集会。県外移設の困難さを説明。

●ピースデポ総会イベント●

「日韓国会議員と語る：北東アジア非核兵器地帯への道筋」(仮)

2010年2月27日(土)

午後1時半～4時半

日本青年館・国際ホール

※翌28日には総会を開催します。どなたでも参加できます。

今号の略語

CD＝ジュネーブ軍縮会議
CTBT＝包括的核実験禁止条約
FMCT＝核分裂性物質生産禁止条約
IAEA＝国際原子力機関
MPI＝中堅国家構想
NAC＝新アジェンダ連合
NATO＝北大西洋条約機構
NPT＝核不拡散条約
NPR＝(米)核態勢見直し
NWFZ＝非核兵器地帯
PNND＝核軍縮・不拡散議員連盟
START＝戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器 核実験 モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、新田哲史、セイピースプロジェクト、鄭美香、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、若山美知子、梅林宏道